

# 人間ドックを受けましょう！

—補助額 30,000円以内—

町の補助は年1回に限ります

## 【対象】

- ①国民健康保険加入者(30歳以上)
- ②後期高齢者医療制度加入者(75歳以上)
- ③加入している健康保険組合に人間ドックの補助制度がないかた(30歳以上40歳未満)

## 【補助方法】

- ①予約(医療機関)→②補助申請(役場)→③利用券受領(役場)→④利用券提出(医療機関)

\*持参品 保険証、印鑑

\*人間ドック・特定健診のどちらかが補助の対象となります。

## 【指定医療機関一覧】

| 指定医療機関       | 所在地          | 電話番号          |
|--------------|--------------|---------------|
| 小鹿野中央病院      | 小鹿野町小鹿野300   | ☎72-7510      |
| 埼玉医科大学病院     | 毛呂山町毛呂山本郷38  | ☎049-276-1550 |
| 高橋内科クリニック    | 秩父市中村町3-3-36 | ☎27-0155      |
| 秩父病院         | 秩父市和泉町20     | ☎22-3023      |
| 秩父生協病院       | 秩父市阿保町1-11   | ☎23-1300      |
| 秩父第一病院       | 秩父市中村町2-8-14 | ☎25-0311      |
| 藤間病院総合健診システム | 熊谷市末広2-138   | ☎048-524-0146 |
| 羽生総合病院       | 羽生市上岩瀬551    | ☎048-562-3000 |
| 皆野病院         | 大字皆野2031-1   | ☎62-6300      |

※指定医療機関以外で人間ドックを希望される場合は、お問合せください。

問合せ 町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232  
健康福祉課 健康づくり担当 ☎62-1233

# 平成30年度 予防接種のご案内

## ◆高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種(定期予防接種)

※定期接種とは、予防接種法に基づき、国が接種を強く勧めている予防接種。

|       |  |
|-------|--|
| 対象者   | ①平成30年度に下記年齢となるかた<br>65歳：昭和28年4月2日～<br>昭和29年4月1日生まれ<br>70歳：昭和23年4月2日～<br>昭和24年4月1日生まれ<br>75歳：昭和18年4月2日～<br>昭和19年4月1日生まれ<br>80歳：昭和13年4月2日～<br>昭和14年4月1日生まれ<br>85歳：昭和8年4月2日～<br>昭和9年4月1日生まれ<br>90歳：昭和3年4月2日～<br>昭和4年4月1日生まれ<br>95歳：大正12年4月2日～<br>大正13年4月1日生まれ<br>100歳：大正7年4月2日～<br>大正8年4月1日生まれ |
|       | ②60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはHIVウイルスによる免疫機能に障害があり、その障害が身体障害者手帳1級に相当するかた(医師の診断書または身体障害者手帳の写しが必要です。)<br>※過去に成人用肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがあるかたは対象になりません。   |
| 接種期間  | 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで  |
| 自己負担額 | 2,500円(助成額 5,500円)   |
| 申込み   | 接種希望のかたは、健康福祉課(⑥番窓口)で、接種に必要な書類を配付します。  |

## ◆麻しん・風しん混合ワクチン(第2期)予防接種

### 対象者

5歳以上～7歳未満で小学校就学前1年間の子(保育園・幼稚園の最年長に相当する子)

### 接種期間

平成31年3月31日まで

※定められた期間を過ぎた場合は、任意接種となり、費用は全て自己負担となりますので、早めに接種しましょう。

## ◆日本脳炎ワクチン予防接種

### 平成30年度の積極的接種勧奨対象者

- ①平成30年度に18歳となるかた(平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれ)
- ②積極的接種勧奨の差し控え期間中に、第1期の接種を完了したかた

申込み 接種希望のかたは、母子健康手帳を持参のうえ、健康福祉課(⑥番窓口)まで

### 【接種勧奨差し控えにより受けられなかったかたへ】

平成17年5月30日から平成22年3月31日まで、積極的な接種勧奨を差し控えたことにより、日本脳炎予防接種4回(1期3回2期1回)の接種が完了していないかたは無料で接種できます。接種対象は平成9年4月2日から平成19年4月1日生まれのかた(特例対象者)です。20歳の誕生日の前日までに4回のうち不足分の接種が受けられます。

さらに平成19年4月2日から平成21年10月1日生まれのかたで、7歳6か月までに1期(3回)を完了できなかったかたは不足している回数を2期の対象年齢の間(9歳～13歳になる前日)に接種することができます。

問合せ 健康福祉課 健康づくり担当 ☎62-1233